

山岸地区町内会連合会

令和5年度市政に対する要望に対する回答



# 令和5年度市政に対する要望への回答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p><b>【1. 山岸地区全域に係る重点事項】</b></p> <p style="text-align: right;">P 1</p> <p>(1) <u>来年度中に行われる「新市庁舎建設のエリア選定」に当たっては、内丸地区とするよう強く要望します。</u></p> <p><u>※盛岡の都市形成にかかる歴史的経緯、防災上の観点などから、内丸地区以外は考えにくく、仮に、他地区への移転となった場合、盛岡市民の間に大きな亀裂が入ることが懸念されます。</u></p> <p style="text-align: right;">P 1</p> <p>(2) 都市計画道路：愛宕町三ツ割線の早期事業実施</p> <p>令和3年度から12年度までを計画期間とする「盛岡市都市計画道路整備プログラム」において、JR山田線踏切から北側180mの区間が追加されました。</p> <p><u>当該計画の最終年度は令和22年度となっており、このペースでは全区間の整備完了は困難な見通しとなっていました。昨年、期間を5年延長して最終年度を27年度までと変更、いわばゴールをずらすこととなりました。</u></p> <p><u>当地区にとって当該道路の整備は死活問題ともいえることから、令和12年度までの整備区間の対象範囲を拡大するとともに、早期に全区間の整備を完了されるよう強く要請しま</u></p>	<p>新市庁舎の整備エリアにつきましては、新市庁舎のあり方に関する「市民会議」や「有識者等懇話会」でいただいた御意見等を踏まえながら、令和5年度に予定している新市庁舎整備基本構想の策定において検討してまいります。</p> <p>検討に当たっては、各整備エリアの特徴や利点、課題などについて、様々な観点から比較し、優位性等を検証することが必要であると存じております。</p> <p style="text-align: right;">(総務部管財課)</p> <p>都市計画道路「愛宕町三ツ割線」につきましては、令和3年度に策定した都市計画道路整備プログラムにおいて、令和12年度までに整備の完了を目指す区間として、「桜ヶ丘団地入口付近」と「山賀橋入口交差点～山岸小学校交差点」の区間を、令和12年度までに新規に事業着手を目指す区間として、「山岸三丁目～外山踏切」の区間を位置付けたところであります。令和12年度までの整備区間の対象範囲の拡大につきましては、概ね5年後に行う見直しの中で、広域的な道路網整備との整合を図りながら市内全体の優先順位等を踏まえ検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(建設部交通政策課)</p>

## 令和 5 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p>す。</p> <p>また、この項に関連して以下要望します。</p> <p style="text-align: right;">P 1</p> <p><b>ア</b> JR山田線踏切から山賀橋交差点までの西側整備の着手</p> <p>同区間は地域のメイン道路として両側整備が必要であり、ヒノヤタクシー前交差点、旧山賀屋食堂前交差点の安全対策を講ずるうえでも両側整備は必要不可欠であることから、西側についても早期に事業着手されたい。</p> <p>なお、ヒノヤタクシー前交差点における右折ポケットの設置については、暫定的対応とはいえ安全対策上極めて重要であることから、<u>早急</u>に実現するようお願いします。</p> <p style="text-align: right;">P 1</p> <p><b>イ</b> 山岸三丁目地内の急傾斜地崩壊危険箇所 に面した路線の整備、及びグリーンハイツ 団地の複数進入路確保等を含む災害対策</p> <p>国土交通省では、事前防災対策として「防災・減災対策等強化事業推進費」などの補助事業を予算措置しており、これら国の事業を積極的に活用することにより、早期に対策を講じられたい。</p>	<p>都市計画道路愛宕町三ツ割線の山田線外山踏切から山賀橋交差点までの区間につきましては、山岸小学校へ通学する児童の安全を最優先し、山岸小学校へ通じる歩道の連続性を確保するため、東側の断面の整備を先行して行っているところであります。西側につきましては、全体の整備状況を踏まえながら検討してまいります。早急な対応は困難でございますのでご理解のほどお願いします。</p> <p>ヒノヤタクシー前の右折レーンを含めた交差点の整備につきましては、警察との協議により、暫定幅員での右折レーン設置は可能との回答をいただいておりますことから、予算確保や用地取得等の課題はありますが、令和6年度を目標に交差点改良に着手したいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">（建設部道路建設課）</p> <p>山岸三丁目地内の都市計画道路三ツ割愛宕線からグリーンハイツ団地への複数進入道路確保につきましては、都市計画道路整備プログラムに位置付けられた箇所について重点的に取り組んでおり、現在着手をしている区間の早期完了を目指しているところでございます。</p> <p>災害対策としての複数進入路につきましては、地形等から整備は難しいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">（建設部道路建設課）</p>

## 令和 5 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p style="text-align: right;">P 2</p> <p>ウ 路面の痛みが激しい箇所の暫定的な再舗装</p> <p>当該路線の再舗装は相当部分が完了しているが、一部、残っている箇所についても早期に再舗装をお願いします。</p>	<p>市道本町通一丁目名乗沢 2 号線の再舗装につきましては、既に舗装二次改築事業が完了しており、残っている箇所につきましては、通行に支障がある場合には必要な補修を実施してまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">（建設部道路管理課）</p>
<p style="text-align: right;">P 2</p> <p>エ 旧山賀屋食堂前交差点の安全対策</p> <p>当該地区には視覚障害者が複数在住していることから、音響式歩行者誘導付加装置の付いた横断歩道を至急設置されたい。</p>	<p>信号機の整備などの交通規制に関することは岩手県公安委員会の所管事項となっております。御要望の音響付加装置の設置について所轄の盛岡東警察署に伺ったところ「音響付加装置の設置については、音響による周辺住宅への影響を考慮しつつ、必要性が高いと認められる場所から順次整備しております。視覚障がい者の利用頻度が高い、特別支援学校や福祉施設などを含む地域を優先的に検討しておりますことから、利用実態等を調査し、対応を検討してまいります。」とのこととございます。市といたしましても、設置の要望を継続してまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">（市民部くらしの安全課）</p>
<p style="text-align: right;">P 2</p> <p>オ 山岸四丁目の盛岡白百合学園前横断歩道への歩行者信号機設置</p> <p>当該学園は以前専用の通学バスを使用していたが、路線バスの相乗りとしたことにより道路を横断する児童・生徒が増加していることから、横断歩道の位置の検討（<u>現在の南側：山岸四丁目から北側：山岸六丁目へ移動</u>）、<u>バス停止屋の整備、照明の設置</u>を含め、早期に安全対策を講じられたい。</p>	<p>信号機や横断歩道の設置などの交通規制に関することは岩手県公安委員会の所管事項となっております。御要望の歩行者用信号機の設置及び横断歩道の位置の検討について、所轄の盛岡東警察署に伺ったところ、「車両及び歩行者の通行量を調査した結果、信号機の設置は難しいと考えられます。また、横断歩道を現在の位置から北側に変更することは、横断歩道とバス停が近接し、事故発生に繋がることが考えられます。」とのこととございます。</p> <p>市といたしましては、引き続き歩行者信号機の設置を要望するとともに、交通安全教室や広報媒体を通じて、交通ルールの順守、安全運転意識の向上のため、啓発活動に努めてまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">（市民部くらしの安全課）</p>

## 令和5年度市政に対する要望への回答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p style="text-align: right;">P 2</p> <p><u>カ 令和10年度までの整備予定である山岸三丁目・四丁目区間における沿線の湧水（三丁目29-25筒治宅前）の環境保全</u></p>	<p>情報提供いただきました標記宅地は、当該区間の整備におきましては、用地買収等の範囲外ではありますが、近接の工事であることから、施工の際は環境保全に向け、十分留意してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（建設部道路建設課）</p>
<p style="text-align: right;">P 2</p> <p>(3) J R 山田線外山踏切への踏切専用信号と横断歩道の設置</p> <p>外山踏切は、都市計画路線の市道本町通一丁目名乗沢2号線を跨ぐ踏切で、この路線においては、車両等及び住民の方々が朝晩を通じて、一番多く往来する場所となっています。</p> <p>この踏切に連絡する道路は、一部歩道が変則的に繋がっているが、踏切その物が狭隘なため、車両が往来する度に歩行者と接触する恐れがあり、大変危険な状態にあります。</p> <p>また、子供達の通学路となっており、事故が発生する前に早急な拡幅工事をお願いします。</p> <p>なお、次期プログラムにおいて、同踏切から北側区間を整備着手する中で「踏切整備」も併せて行うとしているが、可能な限り早い時期に整備着手するようお願いします。</p>	<p>踏切専用信号につきましては、機会を捉えながらJ R 東日本盛岡支社へ、要望を行っているところでありますが、難しいとの回答となっている状況にあります。</p> <p>踏切に連絡する道路の拡幅につきましては、令和3年度に策定した都市計画道路整備プログラムにおいて、令和12年度までに新規に事業着手を目指す区間として、「山岸三丁目～外山踏切」の区間を位置付けたところであり、できるだけ早期の事業着手に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（建設部交通政策課）</p> <p>横断歩道の設置など交通規制に関することは岩手県公安委員会の所管事項となっております。J R 山田線外山踏切への踏切付近への横断歩道の設置について、所轄の盛岡東警察署に伺ったところ、「当該踏切を挟んで南北に信号機付き横断歩道がすでに設置されており、また踏切付近へ横断歩道を設置することは、交通量が多い時間帯などに車両が踏切内に停車する状態を発生させ、交通の危険を生じさせるおそれがあることから設置は困難です。」とのことでありました。市といたしましては、引き続き安全対策について、警察と相談してまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">（市民部くらしの安全課）</p>
<p style="text-align: right;">P 3</p> <p>(4) 市道洞清水中村線の拡幅整備（狭隘市道）</p> <p><u>当該路線は、平成20年度から26年度にかけて山側に隣接する区間の整備が行われたが、</u></p>	<p>平成26年に一事業として完了している区間250mへ続く約290m区間の拡幅につきましては、沿線に住宅が建ち並び、拡幅に伴い用地買収、建物移転等が生じることとなり、住民生活に与える影響が非常に大きいと判断されます。今後、沿線地権者等を対象に聴き取り調査を実施し、事業化の可能性を探ってまいります。</p>

## 令和 5 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p><u>その後、整備を中断したまま放置され、全く進展の兆しがありません。</u></p> <p><u>同路線には緊急車両の通行不能箇所があり、火災発生の際には消防車が、三ツ割経由とするか、山岸経由とするか判断に迷う場所もあります。</u></p> <p><u>については、当該路線整備は緊急を要することから、至急、調査費を計上し、事業化への道筋をつけるよう強く要請します。</u></p> <p>なお、拡幅整備箇所に追加した「山岸五丁目11番から12番地内」については、同地内の取り付け道路の市道化対応を含め、地元町内会と協議する場を設けるようお願いします。</p> <p style="text-align: right;">P 3</p> <p>(5) 急傾斜地崩壊危険箇所として抽出された地域については、地震や豪雨の際のパトロールの強化と、背面の山林の保全を含めた災害防止策を、今後も引き続き進められたい。</p> <p>また、この項に関連して以下要望します。</p> <p style="text-align: right;">P 3</p> <p>ア 山岸三丁目36番地内及び下米内二丁目4番5号～10号地内に隣接する急傾斜地所有者に対して、間伐や枝打ち、擁壁の補修等の適切な管理を行うよう、市当局は指導されたい。</p>	<p style="text-align: right;">(建設部道路建設課)</p> <p>市道認定につきましては、市道認定の要件である4mの道路幅員を確保できない箇所もあることから、現状では難しいものと存じます。なお、協議につきましては道路管理課路政係までご相談をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(建設部道路管理課)</p> <p>土砂災害危険箇所につきましては、年間を通した定期パトロールに加え、大雨洪水警報や土砂災害警戒情報の発表時、又は震度4以上の地震発生時には山岸地区を含めた重点箇所のパトロールを実施しており、今後も継続して危険の把握に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(建設部河川課)</p> <p>当該箇所は、急傾斜地崩壊危険箇所となっていることから、定期パトロール等を実施しており、異常等を確認した場合には、関係課調整のうえ所有者に連絡し、適正な管理をお願いしてまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">(建設部河川課、市民部くらしの安全課)</p>

## 令和 5 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p style="text-align: right;">P 3</p> <p>イ 下米内の山岸和敬荘裏山の急傾斜地については、<u>急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定に当たって地権者からの了解を得るよう、今後も交渉を継続されたい。</u></p>	<p>下米内の山岸和敬荘裏山の急傾斜地については、令和3年9月28日に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定となりました。未だ事業用地の確保が困難な状況が続いているため、工事实施の見込みが立たない状況と県より伺っておりますが、引き続き工事实施に向け、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定について県と連携してまいります。</p> <p>また、急傾斜地崩壊危険区域内において急傾斜地の崩壊による災害を防止するために必要があると認められる場合は、土地所有者等に対し、必要な措置を取るよう勧告することができると県より伺っておりますので、引き続き事業が進展するよう県と連携し、情報収集や他都市の事例等について注視してまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">（建設部河川課）</p>
<p style="text-align: right;">P 3</p> <p>(6) 盛岡中央消防署山岸出張所に救急車を配備されたい。</p>	<p>救急車の新たな配備につきましては、令和5年度に中野出張所に配備する予定であります。引き続き、盛岡市域全体の救急出動状況に応じ、車両の適正配置を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（総務部消防対策室）</p>
<p style="text-align: right;">P 3</p> <p>(7) 愛宕山東側を埒とするカラスの駆除対策を進められたい。 なお、具体的に以下の対策を講じられたい。</p>	<p style="text-align: right;">P 3</p> <p>ア 針葉樹の間伐及び広葉樹への植え替え促進</p> <p>広葉樹への植え替えについては、愛宕山地区を環境保護地区に指定していることから、伐採届が提出された際には広葉樹の植林を行うよう意見をしてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（環境部環境企画課）</p>
<p style="text-align: right;">P 3</p> <p>イ カラス駆除を行っている猟友会への一層の助成措置 ※猟友会員の高齢化により会員数が減少していることから、若返り等の抜本的な対策</p>	<p style="text-align: right;">P 3</p> <p>農作物への被害防止の観点から、岩手中央農協が盛岡猟友会に委託する「農作物有害鳥獣対策事業」に要する経費に対し、平成30年度から補助額を増額し、市 100万円、農協 100万円、合計 200万円の補助を行い、被害防止活動に対する支援の強化を図っております。</p> <p>また、平成29年度から、猟友会加入を条件とした狩猟免許取得に係る補助制度を創設し、</p>



## 令和5年度市政に対する要望への回答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答									
<p>を講じる必要がある。  <u>※カラスのみならず、クマやシカ、イノシシなどの野生動物による被害が激増しており、猟友会員増強は喫緊の課題である。</u></p> <p style="text-align: right;">P 4</p> <p>ウ 近隣市町と緊密な連携による冬期間におけるカラスの餌場対策</p>	<p>新規取得者の確保に取り組んでおります。制度創設から令和3年度末までに補助を活用した免許取得者は、合計26名となっております。また、元年度からは新規免許取得者とベテランハンターとの意見交換会を開催し、新人が鳥獣捕獲に参加しやすい体制づくりに取り組んでおります。</p> <p>免許取得者の年代別内訳は、10代1名、20代6名、30代2名、40代7名、50代以上10名であり、若年世代の方々の取得にも効果を上げております。</p> <p>市といたしましても、今後とも当該制度を利用した新会員の発掘に努めてまいります。                      (農林部農政課)</p>									
<p style="text-align: right;">P 4</p> <p>エ 電線へのテグス線等の設置範囲の拡大、劣化したテグス線の張替</p>	<p>令和4年度においても、近隣市町を配布区域に含む新岩手農業協同組合（発行部数：23,450部）、岩手中央農業協同組合（11,000部）及び市農業委員会（4,300部）の広報誌にカラス被害の餌場対策への協力について記事を掲載し、農業者や市民にカラスをはじめとした野生動物対策についての周知を進めております。また、今年度も近隣市町の担当者との会議を行う予定であり、情報交換を行いながら餌場対策を含めた取組について対策を進めてまいります。                      (環境部環境企画課)</p>									
<p style="text-align: right;">P 4</p> <p>(8) 山賀橋方向からバイパス交差点に至る左折時の渋滞対策を検討されたい。  <u>※渋滞状況の再調査結果をお示しいただきたい。</u></p>	<p>加賀野交差点部の交通量につきまして下記のとおり調査いたしました。</p> <p>日時：令和4年7月12日（火）午前7：00～午前9：00</p> <p>○歩行者、自転車</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・国道4号南側横断歩道</td> <td>歩行者219人</td> <td>自転車129台</td> </tr> <tr> <td>・国道4号東側横断歩道</td> <td>歩行者89人</td> <td>自転車51台</td> </tr> <tr> <td>・国道4号西側横断歩道</td> <td>歩行者100人</td> <td>自転車49台</td> </tr> </table>	・国道4号南側横断歩道	歩行者219人	自転車129台	・国道4号東側横断歩道	歩行者89人	自転車51台	・国道4号西側横断歩道	歩行者100人	自転車49台
・国道4号南側横断歩道	歩行者219人	自転車129台								
・国道4号東側横断歩道	歩行者89人	自転車51台								
・国道4号西側横断歩道	歩行者100人	自転車49台								

## 令和5年度市政に対する要望への回答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p style="text-align: right;">P 4</p> <p>(9) 中津川左岸道路と山賀橋との交差点にかか る交通規制について、自動車及び歩行者・自 転車の通行の利便性を確保するとともに、適 切な安全対策を講じられたい。</p>	<p>小学生は地下道等を利用し、国道4号南側横断歩道を利用していない。 国道4号南側横断歩道の利用者は、学生、社会人等の歩行者及び自転車で、西側及び東 側の横断歩道に比べ利用者が多い。</p> <p>○自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山岸方面から国道4号へ向かう左折車及び直進車 普通車 450台(左折)+675台(直進)=1125台 大型車 33台(左折)+36台(直進)=69台 バイク 4台(左折)+6台(直進)=10台</li> <li>・ 山岸方面から国道4号へ向かう右折車 普通車443台、大型車35台、バイク4台</li> </ul> <p>国道4号南側横断歩道における歩行者及び自転車の横断確保のため、左折車の待機に より渋滞が発生し、渋滞長は長い時でセブンイレブン交差点付近まで確認された。</p> <p>当路線の交差点改良等ハード対策は難しいことから、ハード以外の対策について警察等 関係機関と相談してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(建設部道路建設課)</p>
<p style="text-align: right;">P 4</p> <p>(10) 中津川周辺の環境整備について、以下のと おり実施されたい。</p>	<p>山賀橋左岸道路と山賀橋との交差点につきましては、盛岡東警察署から、安全対策とし て、令和4年度に横断歩道を設置する予定と伺っております。</p> <p style="text-align: right;">(建設部道路管理課、市民部くらしの安全課)</p>
<p style="text-align: right;">P 4</p> <p>ア 中津川右岸の山賀橋から中津川橋までの 遊歩道の延長</p>	<p>中津川右岸の山賀橋から中津川橋までの遊歩道の延長につきましては、市が平成21年度 に登録した「盛岡地区かわまちづくり事業」において、国が実施する散策路等のハード整</p>

## 令和 5 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p style="text-align: right;">P 4</p> <p>イ 中津川橋の点字ブロックの補修</p>	<p>備は、令和 2 年度で完了いたしました。国によると、「中津川橋下流においては用地の関係から上流に散策路を延長することは困難であった。」と伺っております。また、市におきましては、利用される方々の利便性向上を図る上でも必要性を認識しておりますが、既設の公園等の維持管理を優先する必要がある、市による整備は難しいものと考えておりますので、御理解願います。</p> <p style="text-align: right;">（都市整備部公園みどり課）</p> <p>点字ブロックの補修につきましては、令和 4 年度に実施済みでございます。</p> <p style="text-align: right;">（建設部道路管理課）</p>
<p style="text-align: right;">P 4</p> <p>(11) 盛岡中央消防署山岸出張所管内の下記の消防活動時留意地域について、消火活動が円滑に行われるよう対策を講じられたい。 <u>※危機管理統括監は「防災対策上、早急な整備が必要である」との見解を示しており、早期に整備着手するようお願いします。</u></p> <p>①山岸一丁目 9 番地内周辺 ②山岸一丁目 12 番地内周辺 ③山岸三丁目 7 番地内周辺 ⑥山岸五丁目 10 番地内周辺 ⑦山岸五丁目及び岩清水周辺 ⑧紅葉が丘地内周辺</p>	<p>ご要望のあった地域につきましては、令和 4 年度に町内会連合会及び山岸出張所との合同現地調査により、現状の問題点等を双方において確認したところから、今後の対策の可能性等につきましては引き続き地元町内会と意見交換をしながら検討して参りたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">（建設部道路管理課）</p> <p>狭隘な道路状況における火災で消火活動を迅速かつ的確に行うため、日頃から道路状況などの地域の実態を把握するとともに、火災が発生した場合には、小回りのきく消防団車両を先行させるほか、車両の進入困難な場所では、ホースカーやホースバックによりホースを延長し、消火活動を行うこととしております。</p> <p style="text-align: right;">（総務部消防対策室）</p>
<p style="text-align: right;">P 4</p> <p><u>(12) 道路側溝の清掃</u></p> <p><u>市道の両側にある側溝については、下水道</u></p>	<p>排水機能の低下が著しく進行している側溝につきましては、現地を確認のうえ対応してまいりますので、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">（建設部道路管理課）</p>

## 令和 5 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p><u>整備以前は生活雑排水が流れ込み汚泥が溜まるため、頻りに清掃しないと排水機能が低下し、悪臭も発生することから、地域住民が総出で清掃作業を行っていました。</u></p> <p><u>しかし、近年、下水道整備が進み、側溝はほとんどが土砂や土埃の堆積場所となり、また高齢化が進行したこともあり、側溝の清掃作業は行われなくなりつつあります。</u></p> <p><u>長期間清掃が行われていない側溝においては、側溝蓋を開けることすらできず、排水機能の低下が一層進行している現状にあります。</u></p> <p><u>ついでには、側溝の清掃について、業者などの専門家に委託することにより、排水機能の回復を図っていただくようお願いします。</u></p> <p style="text-align: right;">P 5</p> <p><u>(13) バス路線の見直し</u></p> <p><u>新バスセンターの開業や医大の矢巾町への移転に対応した新ルートについて検討された</u> <u>い。</u></p> <p style="text-align: right;">P 5</p> <p><u>(14) J R 山田線の利便性の向上</u></p> <p><u>当該路線の存続問題が表面化しており、利用者の増加策を講じる必要があることから、以下の対策を講じられたい。</u></p>	<p style="text-align: center;">回 答</p> <p>バス路線の見直しについては、盛岡市地域公共交通網形成計画において、「路線バス運行の効率化と路線網の見直し・再編」を取り組み施策として位置付けておりますことから、路線バスの運行効率化と利用者のニーズや医大附属病院の移転などの需要の変化に対応できるよう、バス路線網の見直し、再編について事業者と相談し検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（建設部交通政策課）</p> <p>矢巾駅までの乗り入れについては、路線バスやタクシーなど既存交通と適切に組み合わせた、市内全体をカバーし持続可能な公共交通網の構築を目指す中で、要望の内容について事業者と相談してまいります。</p> <p>上盛岡駅の北側乗降口の新設については、現在のところ設置する計画はありませんが、利用状況やニーズ等を踏まえながら、必要に応じて新設の可能性を探ってまいります。</p> <p>いずれにいたしましても、J R 山田線は市民の生活の足であり、内陸と沿岸を結ぶ鉄道</p>

## 令和 5 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p><u>ア 矢巾駅までの乗り入れ</u></p> <p><u>イ 上盛岡駅の北側乗降口の新設</u></p> <p><b>【 2 . 建設部・都市整備部関係】</b></p> <p style="text-align: right;">P 5</p> <p>(1) 自転車道の安全対策</p> <p>※歩行者・自転車専用道周辺の樹木の定期的伐採・枝切りの強化</p> <p>特に中央公民館裏山（愛宕下104-1）は斜面の大木の一部が枯れたり、枯れ枝が風雨で路上に落下する状況が見られる。今後、斜面からの倒木などで歩行人を直撃する恐れがあることから、被害が出る前に道路脇の樹木伐採等に関する特段の配慮をお願いします。</p> <p>また、照明設備の増設、路面の段差解消など安全対策を今後も一層進められたい。</p> <p>※同専用道の水路脇に並行して設置されているフェンスは、経年劣化で支柱の根元が腐食し宙に浮いている箇所が多数あることから、早急な対応をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">P 5</p> <p>(2) 山岸3丁目地内「桜ヶ丘団地入口」の時間帯通行制限及び永福寺登り口の時間帯一方通行規制</p>	<p>として、将来に渡って確保されることが重要であると認識しておりますことから、路線維持を図るため、既存鉄道網の利活用に資する施策に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">（建設部交通政策課）</p> <p>照明設備につきましては、必要な箇所への設置は既に実施しております。</p> <p>路面の段差につきましては、道路パトロールにより解消してまいりますがお気づきの箇所について道路管理課維持係までお知らせ願います。道路フェンスの劣化箇所につきましては、年内に対応してまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">（建設部道路管理課）</p> <p>愛宕山記念公園の歩行者・自転車専用道沿いの樹木につきましては、パトロールや市民からの情報により危険箇所の早期発見に努め、必要に応じて伐採や枝打ちなどの対応を実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（都市整備部公園みどり課）</p> <p>時間帯通行制限及び時間帯一方通行の規制など交通規制に関することは岩手県公安委員会の所管事項となっております。御要望の規制について所轄の盛岡東警察署に伺ったところ、「御要望の道路は、付近に迂回路がないなど警察庁が規定する交通規制基準を満たしていないことから、『車両通行止め』、『歩行者用道路』及び『一方通行』等による規制は難し</p>

## 令和 5 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p style="text-align: right;">P 6</p> <p>(3) 紅葉が丘地区における公園用地の確保</p> <p>※同地区内は、都市計画法の開発許可制度が施行される前の造成団地であるため、現行法では確保されるはずの公園用地等がなく、例えば、資源回収を行う際の集積場所に苦慮していることから、公園用地確保のための公的な援助をお願いしたい。</p>	<p>いものと存じます。しかしながら、道路沿いにお住いの住民の皆さんの合意の下で、いずれかの一方通行を選択するという場合については、御相談に応じてまいりたい」とのことです。</p> <p style="text-align: right;">(市民部くらしの安全課)</p> <p>紅葉が丘地区におきましては、街区公園など身近な公園が確保されていない状況であることは承知しております。しかしながら、新たな公園の整備につきましては、厳しい財政状況の中で、当面難しいものと考えておりますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">(都市整備部公園みどり課)</p>
<p style="text-align: right;">P 6</p> <p>(4) 盛岡競馬場開催に伴い下米内地区の車輛通行量が急増し、交通渋滞はもとより、交通事故発生危険にさらされている現状から、交通安全対策として次の措置を講じていただきたい。</p>	<p>道路管理者である岩手県に確認したところ、「落合橋上流左岸道路（県道上米内湯沢線）の整備につきましては、早期の事業化は難しい状況であり、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していく」とのことであり、</p> <p>「なお、同じ県道で要望の区間と隣接となる落合橋から水道橋間は、歩道整備事業の浅岸工区として今年度事業着手したところであり、まずはこの区間の整備を推進していく」と伺っております。</p> <p>地域からの要望につきましては、令和4年度も岩手県へ要望を行っておりますが、今後</p>
<p style="text-align: right;">P 6</p> <p>ア 県道上米内湯沢線（落合橋上流左岸道路）の県道規格による整備</p>	<p>道路管理者である岩手県に確認したところ、「落合橋上流左岸道路（県道上米内湯沢線）の整備につきましては、早期の事業化は難しい状況であり、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していく」とのことであり、</p> <p>「なお、同じ県道で要望の区間と隣接となる落合橋から水道橋間は、歩道整備事業の浅岸工区として今年度事業着手したところであり、まずはこの区間の整備を推進していく」と伺っております。</p> <p>地域からの要望につきましては、令和4年度も岩手県へ要望を行っておりますが、今後</p>

## 令和 5 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p style="text-align: right;">P 6</p> <p>イ 市道山岸 2 丁目上米内 1 号線における安全対策            ※同路線では歩道を歩行していた小学生が死亡する重大事故が発生しており、以下の安全対策を至急講じていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追越し禁止及び速度制限の強化</li> <li>・ ガードレール等通行者の安全施設の設置</li> </ul>	<p>も機会を捉え県に要望を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(建設部道路建設課)</p> <p>市道山岸 2 丁目上米内 1 号線における安全対策につきましては、昨年度に引き続き、令和 4 年度も防護柵の設置を実施してまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">(建設部道路管理課)</p> <p>追越し禁止及び速度制限などの交通規制に関することは岩手県公安委員会の所管事項となっております。御要望の追越し禁止及び速度制限の交通規制について、所轄の盛岡東警察署に伺ったところ、「追い越し禁止の交通規制については、曲がり角付近や勾配の急な坂が連続する道路の区間などで車両の追い越しによる交通の危険を防止する場合等に交通規制することとなりますが、当該路線の道路環境は規制実施の基準を満たしていないものと認められます。また、速度制限の強化については、交通規制を実施する場合は交通規制基準に準拠して実施しており、最高速度の規制については、交通規制基準により車線数や歩行者数などを勘案し基準速度を設定のうえ、現場状況に応じて基準速度から時速±10kmの範囲で補正し規制速度を決定することとなっております。当該路線の最高速度の規制については、基準速度が時速50kmであるところを通学路等であることなどから、安全確保のため時速40km規制としておりますので、現行の交通規制に御理解をお願いします。」とのことでございます。</p> <p>市におきましては、これまでも道路利用者の安全確保のため、交通安全教室や街頭における啓発活動を継続してまいりましたが、今後においても交通事故を減少させるため、警察に対して取り締まりの強化を要請するとともに、関係機関と連携をさらに強化し、交通安全意識の定着を図ってまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">(市民部くらしの安全課)</p>
<p style="text-align: right;">P 6</p> <p>(5) 県道上米内湯沢線[落合橋東側 T 字路]の拡幅整備</p>	<p>道路管理者である岩手県に確認したところ、「(前述の) 県道上米内湯沢線浅岸地区歩道整備事業において、落合橋交差点部の改良も予定している」と伺っております。</p>

## 令和 5 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p>※落合橋交差点及びその周辺は擁壁が車道に隣接し、しかも曲線部に設置されていることから、早急に歩道整備等歩行者の安全対策を講じていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">P 6</p> <p>(6) 山岸四丁目地区内の歩道設置</p> <p>※桜ヶ丘団地入口付近から活動センターへ通ずる赤線・青線を利用した歩行者通路を整備されたい。(赤線の市道認定を含む。)</p> <p>なお、同センターは指定避難場所であることから、山岸三丁目・山岸四丁目住民の避難路確保のためにも早急に対応されたい。</p> <p>※都市計画道路の整備に関連して、協議する場を設けていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">P 6</p> <p>(7) 山岸三丁目桜ヶ丘団地とグリーンハイツ団地を結ぶ道路の新設、及び歩行者通路の整備。</p> <p>※当該団地は出入り口が一箇所しかなく、災害時において危険な状態あることから、両団地を結ぶことにより、互いに避難路を確保することが可能となる。(1.(1)イと同様の手法でお願いします。)</p>	<p>令和4年度も岩手県へ要望を行っておりますが、今後も機会を捉え県に要望を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(建設部道路建設課)</p> <p>市道認定がなされていない赤線につきましては、砂利敷き等の修繕は実施してまいりますが、改良等の実施は困難ですのでご理解願います。</p> <p>道路事業として整備を行うためには、はじめに路線の認定が必要であり、赤線の市道認定にあたっては、道路の構造の要件を満たすこと及び必要な用地の寄附が伴いますので、詳細については、道路管理課路政係までご相談いただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(建設部道路管理課)</p> <p>山岸三丁目桜ヶ丘団地とグリーンハイツ団地を結ぶ道路の新設及び歩行者通路の整備につきましては、高低差が大きく、地形的にも道路整備は困難と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">(建設部道路建設課)</p>



## 令和 5 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p style="text-align: right;">P 7</p> <p>(8) 私道洞清水生活道路（仮称）の市道認定を早急に進められたい。</p> <p>※市道認定と併せて除雪区間の指定、道路整備についても検討をお願いしたい。</p>	<p>令和 2 年度は一部区間の市道認定を行っており、令和 3 年度以降も継続区間について境界の確定作業を進めております。作業にあたっては沿線地権者のご意向やご事情を踏まえつつ、早期に認定できる方法を検討しながら進める予定としております。</p> <p>道路整備及び除雪区間の指定につきましては、市道認定後に不具合箇所について補修及び除排雪指定路線への指定の検討を実施してまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">（建設部道路管理課）</p>
<p style="text-align: right;">P 7</p> <p>(9) 下米内佐倉地区の簡易給水施設・墓地及び防火水槽までの狭隘道路整備</p>	<p>用地確定には関係地権者の立会確認が不可欠であります。令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染予防の影響もあり県外地権者の立ち合いができない状況が続いておりますことから、今後の社会情勢等を踏まえ、実現の可能性を図りながら関係地権者の合意形成に向けて対応してまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">（建設部道路管理課）</p>
<p style="text-align: right;">P 7</p> <p>(10) 山岸小学校の外周に設置されている歩道改良</p> <p>災害時の指定避難場所となっている山岸小学校の外周の歩道は、一部道路側に傾斜しており、車椅子の方々に支障となっていることから、改良工事をお願いします。</p>	<p>山岸小学校の外周の歩道改良につきましては、現地確認の結果、宅地への乗入れが傾斜している状況であるため、年内に地元町内会と立会い確認の上検討してまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">（建設部道路管理課）</p>
<p style="text-align: right;">P 7</p> <p>(11) 山岸 6 丁目 45-20 の接道（老人憩いの家前バス停付近）について、大変に狭隘なことから、愛宕町三ツ割線からの侵入禁止とする一方通行とされたい。</p>	<p>進入禁止などの交通規制に関することは岩手県公安委員会の所管事項となっております。御要望の交通規制については、昨年、町内会様から所轄の盛岡東警察署が御相談をお受けし、規制の実施については、地域の総意を踏まえて検討するとのことでありますので、御確認くださいようお願いします。</p> <p style="text-align: right;">（市民部くらしの安全課）</p>

## 令和 5 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p style="text-align: right;">P 7</p> <p>(12) 急勾配道路の安全対策工法であるザベック工法については、紅葉が丘地区や山岸五丁目地区に導入されているが、経年劣化が進行していることから冬期間の安全確保が難しい状況にある。                      ついては、同地区への代替え工法も含めた再施行について、早急に対応されたい。</p>	<p>ザベック工法につきましては、新たに凍結防止剤を散布することにより、溝の部分に新しい凍結防止剤が含まれる構造となっておりますことから、凍結防止剤の散布方法について地域と相談してまいりたいと存じます。                      代替え工法を含めた再施工につきましては、新たな工法も開発されておりますことから検討しておりますが、費用もかなり要するため早期の実施は難しく、今後とも検討を継続してまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">(建設部道路管理課)</p>
<p style="text-align: right;">P 7</p> <p><u>(13) 山岸駅前道路におけるすれ違いが可能な退避路等の整備</u></p>	<p>山岸駅周辺のすれ違いが可能な道路改修につきましては、市内各所より狭隘な道路拡幅等、同様の要望を多く頂いておりますことから、早期の整備は困難な状況でございますので、御理解願います。</p> <p style="text-align: right;">(建設部道路建設課)</p>
<p style="text-align: right;">P 7</p> <p><u>(14) 岩谷稲荷神社前道路等の環境整備</u></p>	<p style="text-align: right;">P 7</p> <p><u>ア 道路の再舗装</u></p> <p>マンホール箇所の段差等につきましては、舗装の擦り付けにより対応済みです。今後通行に支障がある場合には必要な補修を実施してまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">(建設部道路管理課)</p>
<p style="text-align: right;">P 7</p> <p><u>イ 岩谷稲荷神社の北側斜面の水路から漏水していると思われる水が石垣から流れ出ること。また、大雨の際に山からの排水が水路を通じて土砂が道路へ流れ出ることから、水路の修繕、整備をしていただきたい。</u></p>	<p>当該地の降雨時の状況について把握しておりませんでしたので、パトロール箇所に追加するとともに、対応策について今後検討して参ります。</p> <p style="text-align: right;">(建設部河川課)</p>
<p style="text-align: right;">P 7</p> <p><u>ウ 道路に通じる赤線上にある樹木の伐採</u></p>	<p>樹木の伐採につきましては、今年度中に対応する予定となっております。</p> <p style="text-align: right;">(建設部道路管理課)</p>

## 令和 5 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p><b>【 3 . 他 の 官 庁 関 係 】</b></p> <p style="text-align: right;">P 7</p> <p>( 1 ) 紅葉が丘地区内市道上の老朽化した街灯電柱の撤去及びランプ部の移設</p> <p>※自立柱撤去費用にかかる補助率及び補助上限額の引き上げをお願いします。</p> <p style="text-align: right;">P 8</p> <p>( 2 ) 警察交番所の設置</p> <p>※山岸地区は、昭和40年代～50年代にかけて宅地化が進行し、山田線の外側に山岸三丁目～六丁目まで市街地が形成された。このため、管轄する加賀野交番から遠方にある地区が多く、隣接する北山交番からも同様に遠方にある。</p> <p>については、警察交番所の管轄を見直しし、交番所設置について特段のご配慮をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">P 8</p> <p>( 3 ) 中津川河川敷の樹木の伐採及び草刈りを定期的に実施していただきたい。</p>	<p>街灯設置等に係る補助金につきましては、自立柱の撤去に係る経費の補助率を10分の7としておりますが、令和4年度から補助上限額を70,000円/本に引き上げたところです。</p> <p>また、街灯の移設に係る経費は補助の対象としておりませんが、新たな街灯の設置に係る経費については補助の対象としておりますので、今後、活用を御検討いただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(市民部市民協働推進課)</p> <p>交番の設置に関しましては岩手県警察本部の所管事項となっております。御要望について、岩手県警察本部に伺ったところ、「警察署、交番及び駐在所の設置については、人口、世帯数、面積、行政区画及び事件または事故の発生状況などの地域の実態を勘案して、警察力が全県的に保たれるようにすることを基本方針としております。」とのこと。また、盛岡東警察署によると当地区は、付近の交番及び駐在所が連携して治安対策に当たっており、事件や事故等の緊急事態には、直近のパトカーや警察官が対応できるよう体制を整えているとのこと。市といたしましては、交番の設置につきまして今後も岩手県警察本部への要望を継続してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(市民部くらしの安全課)</p> <p>河川管理者である国土交通省に確認したところ、中津川河川敷の樹木伐採や草刈りにつきましては、治水機能や水辺環境に悪影響を及ぼさないよう、河川巡視等により状況を把握し、緊急度の高い箇所より計画的に樹木伐採等を実施しており、今後も適正な維持管理に努めていくと伺っております。市といたしましても、これまでと同様に定期的に継続実施されるよう要望してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(建設部河川課)</p>

## 令和 5 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p style="text-align: right;">P 8</p> <p>(4) 山岸地区活動センターへの換気機能付きエアコンの早期設置</p> <p><u>※未設置個所の早期解消をお願いします。</u></p>	<p>山岸地区活動センターへのエアコンの設置につきましては、令和4年度に事務室と第1集会室に設置したところです。未設置の調理実習室及び第2集会室については、他の地区活動センターへのエアコン設置状況を勘案しながら、計画的に設置がすすめられるよう検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(市民部市民協働推進課)</p>
<p style="text-align: right;">P 8</p> <p>(5) 愛宕山老人福祉センター設置のヘルストロン更新</p> <p>※当該機器は利用者も多く、既に耐用年数を超えていることから、早急に対応願いたい。</p>	<p>愛宕山老人福祉センターは、国の通知に基づき、比較的大規模となるA型の施設として設置したのですが、A型の老人福祉センターでは、機能回復訓練を行うこととされており、ヘルストロンは昭和59～60年に機能回復訓練を目的として設置したものです。</p> <p>しかしながら、当時と異なり、現在では高齢者の機能回復を図るための事業として、マッサージ等指導教室や元気はなまる筋力アップ教室などを地域の老人福祉センターで提供するなど、地域で高齢者が気軽に参加できるさまざまな介護予防や機能回復の機会を提供しているところであります。</p> <p>特に、元気はなまる筋力アップ教室で実施しているプログラムは、筋力の維持や柔軟性・バランスの向上による転倒防止などフレイル予防につながるほか、一緒に運動する通いの場ともなり得るものであります。これまでの研究で、定期的な運動は、認知機能の改善に一定の効果があるとされていることから、市としては多くの高齢者の皆さんにご活用いただきたいと考えております。</p> <p>なお、高齢者の機能回復訓練については、上記のような取組を推進する予定としており、ヘルストロンについては、利用中の機械が使用可能な間は利用を継続いたしますが、機器を更新する予定はございませんので、御理解いただきたいと存じます。</p> <p>なお、愛宕山老人福祉センターにおきましても、令和5年度から元気はなまる筋力アップ教室の開催を検討しておりますことから、ぜひご活用いただきたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">(保健福祉部長寿社会課)</p>
<p style="text-align: right;">P 8</p> <p><u>(6) 民生児童委員の制度見直し</u></p>	<p>民生児童委員は、地域の世帯状況の把握による住民への支援活動や福祉情報の提供など、地域の見守り役、福祉サービスのつなぎ役として、地域の福祉増進のために常に重要な役</p>

## 令和 5 年 度 市 政 に 対 す る 要 望 へ の 回 答

団体名： 山岸地区町内会連合会

要 望 事 項	要 望 に 対 す る 回 答
<p><u>当該委員の選任が困難な地区については、退職した元市職員を充てるなど、制度の抜本的な見直しを図られたい。</u></p>	<p>割を果たしていただいております。</p> <p>委員の選任につきましては、民生委員法において適格要件が定められており、「人格識見高く、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある人」という定めのもと、地域の実情に精通し、かつ地域住民が困りごとを相談できる信頼のおける方の人選には、地域からの声が欠かせないものとして町内会・自治会から適任者の推薦をいただいているところです。近年の地域における担い手不足などのため、人選に苦慮されていることは、各地区からの聞き取り等により認識しており、市職員についても地域活動への積極的な参画を呼び掛けているところです。</p> <p>なお、市職員など公務員のOBに限らず、幅広い職種・業務経験を持つ人材が地域で活動しやすい環境となるよう、委員活動の市民への理解促進を図るとともに、委員への依頼業務を整理するなど負担の軽減を図り、成り手の確保や活動環境の改善に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">（保健福祉部地域福祉課）</p>